

福井県会計局工事検査課等と技士会会員との意見交換会

日 時 平成 24 年 2 月 16 日 (木) 13 : 30 ~

場 所 福井ブロック・福井県建設会館

問 題 事 項	対 応 策
<p>1. 書面検査について</p> <p>①検査資料に資材の納品書は必要なのでしょうか。 使用前に監督職員の承諾を得て使用し、使用後は品質規格についての資料を提出している。数量は出来形で確認できるので、納品書は必要ないと思う。</p> <p>○ 国交省は納品書の検定を行わない。書類の簡素化と以前よりいわれているが、現状はそうではない。県としての意見の集約、再考をお願いしたい。</p> <p>○ 品質管理を含め、伝票=現場という考えは時代(簡素化)に逆行している。伝票を揃えることに人員を割かれる事は無駄であり、省略していただきたい。</p> <p>②中間検査の対象は構造物の高さなどで決められているが、近接工事の関連などで相互の工程短縮が必要な時は、事務所確認で認めて頂きたい。</p> <p>○ 同工種であってもパターンによっては中間検査が複数回行われる場合がある。工期に影響が出てくるので配慮していただけないか。</p>	<p>施工管理、品質管理の評価対象項目として、「納品書」「伝票」「出荷記録」「検品証明書」等の確認のため必要とします。</p> <p>納品書は材料の流れを確認するために提示をしていただきたい。</p> <p>納品書の内容を納品証明書等で集約されて目的を達するものがあれば必要としないが、品質管理のために必要とする出荷温度、時刻などを証明する目的がある場合は成果品として必要です。</p> <p>検査日設定に際して複数の希望日をもとに調整、事務所の工事検査職員による中間検査とするなど、検査待ちの短縮を図っているところです。</p> <p>より一層の短縮を図るためにも監督職員等と十分な打ち合わせして、計画的な受検をお願いします。</p> <p>再度、中間検査を受けるか、事務所確認となるのかも含め、監督職員、検査担当主任等と事前に協議していただきたい。</p>

③検査書類の種類（項目）が多いので少なくするようお願いしたい。

○ 当初、施工計画の段階で定めたこと以外に安全関係、地域貢献等の書類を検査時に提出するように言われる。業者の立場としては、成績に影響があると思うので個々に揃えてはいるが、第一次評定者、第二次評定者が検査時に加点されているのか？そこまで管理をされているのか？それとも検査時には省いているのか？説明をお願いします。

④入札方式が総合評価（簡易型）の工事と、価格競争型の工事では、検査内容、評価は異なるのですか。

⑤電子納品は、全ての現場で必要となった。出来形管理、品質管理等は書面で提出という事になっていますが、更に簡素化はできないか。

⑥納品伝票及び機械類の日常点検表や日報等は提出していますが、本来は各会社に保存して置かなければならないと思います。コピーで提出するとペーパーレスの考えにはそぐわないと思う。提示のみとならないか。日報や点検表はISO審査には必要である。

検査時に提示していただく資料については、法令、約款、仕様書等で作成が義務付けされているものであり、工事施工に際しては、日常的に作成されているものと理解しています。

検査時には、日頃の安全管理、現場管理などが適正に行われているのかを確認するために、これらの資料の提出を求めています。

創意工夫関係については、一次評定で評価している。打ち合わせにより受注者から提出いただいている書類は所内で課長まで決裁を経て加点の対象とするかどうかを判断しています。

総合評価（簡易型）入札の工事と、価格競争型入札の工事の検査内容、評価に差異はありません。

確認および検査時には、紙媒体資料の作成をお願いします。

なお、「電子納品の手引き(案)福井県版 平成22年8月」においても、出来形成果表については、確認、検査時の値を記入したものを紙媒体で保管することとなっています。

集約してコピーするなど枚数低減に努めて作成してください。

会計検査を想定して一連の資料は県が保管しないといけないという意識に立っているのではないかと思われる。建設業界には厳しい状況が続いている今、業者の倒産等で書類が紛失してしまうケースも考えられ、検査を受けるための資料がないということは発注者としての責任が重い。このこ

<p>○ 国交省は、出荷伝票(証明書)の提示でよい。</p> <p>○ 納品伝票や点検表、日報等の整理にかなりの時間や日数を要する為、本来なら現場の施工に就かなければいけない一級施工管理技士が書類整理に追われているのが実状である。土木施工管理技士会の趣旨である技術の発展、地位の向上を目指すという観点から、施工業者の悩みを受け止めていただき、県としての改革を求めます。</p> <p>⑦建退共の証明について、統一見解を明示してほしい。手帳の提示等はいらないのではないか。特に下請業者の手帳のコピーを出してほしいと言われるが、受払簿等のみで良いのではないかと思う。個人情報観点からも疑問を感じている。</p> <p>○ 検査員によって要求されるレベルに差があるように感じている。</p> <p>⑧10月1日以降契約分に関しては新しい採点基準によるものと考えてよいか。また、新しい採点基準は国土交通省と全く同じと考えてよいか。</p>	<p>とから書類関係は発注者の方で保管するという流れになっています。</p> <p>適正な施工体制のもとに施工されているかの確認のため、最終下請け業者まで適正に処理されているか、必要枚数がきちんと元請業者から下請業者の作業員の方にいきわたっているかを確認しています。</p> <p>個人情報である手帳の表、右側にある枚数の合計が記載されている部分はブラックアウトしてコピーしてください。</p> <p>なお、新しい工事成績評価においては、施工プロセスチェックの一項目として確認することとなります。</p> <p>課内会議等で統一を図り、調整をします。</p> <p>新しい採点基準は、平成23年10月1日以降に、入札公告または指名通知を行った工事から適用しています。</p> <p>なお、採点方式(点数配分、点数ランク区分等)については、国土交通省と同じですが、福井県独自の工種として下記項目を追加しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「3. 出来形及び出来ばえ」で県独自の複合工種として3工種を追加 「建築工事(土木併注)」、「電気設備工事(土木併注)」、 「機械設備工事(土木併注)」
---	---

<p>⑩中間検査がある場合など、第3次評定が複数回ある場合、評定点が出た後に評価者ごとの点数を逆算することが出来ない為、今後の改善に繋げることが出来ない。第3次評定については評価者ごとの評価点を開示していただきたい。</p> <p>⑪工事特性の評価方法について具体的にご教示いただきたい。</p>	<p>る」 →施工計画書が不要の場合は評価項目の対象外です。</p> <p>中間検査は、完成時に目視できない工種や工場製作等に対して実施しており、完成検査において他の工種の成績と一体となって評定点が積算されます。</p> <p>工事成績評定点については、「工事成績評定通知書」および「項目別内訳表」を受注者へ通知するとともに、「総評定点」を公表していますが、その根拠となる工事成績採点表、考査項目別運用表等（1次～3次評定者の評定点、工種毎の評定内容を含む）については非公開としています。</p> <p>評定内容等に疑義があれば発注機関の検査担当者若しくは工事検査課へ申し出てください。説明をします。 (3. ①と同回答)</p> <p>「工事特性」はこれまでの「高度技術」と異なり、当該工事が、他の類似工事と比べて「施工規模」、複雑な形状等の「構造物固有条件」「自然・地盤条件」「周辺環境等社会条件」「災害等への臨機対応」等、施工困難な工事現場での施工上の対応を評価するものです。</p> <p>これまでの「高度技術」と同様に、受注者から「工事特性・創意工夫・社会性に関する実施状況」の申出書を提出していただき、他の類似工事と比較して判定させていただきます。</p> <p>有効配点は加点のみで0～4点です。</p> <p>具体的な内容は、県ホームページをご覧ください。</p> <p><u>県ホームページ(会計局工事検査課)／工事検査関係規定集／工事成績採点基準／考査項目別運用表別紙2. 2</u></p>
--	--

⑫創意工夫として評価されるか否かの判断はいつ行うのですか。(施工計画書に記載していない内容について実施する場合は、協議すればその段階で判断をお聞かせ頂けますか。)

⑬初めて実施される工夫は創意工夫として扱われても、それを皆がやり始めれば創意工夫ではなくなると考えられるが、どの程度が創意工夫になるか、ならないかをどのように判断しているのか。

⑭施工プロセスチェックリストはどのように活用されているのか。
(1次評定者がチェックしたものを2次3次の評定者が見て参考にする等)

創意工夫は、受注者が品質管理、施工方法、施工管理、安全管理等で、直接施工の際に行うことが多いことから、施工計画書にあらかじめ記載、または工事打合せ簿で処理して監督職員と協議を行い、実施することとなっています。

なお、評価は実施結果をもとに評価することとなります。

福井土木事務所では、工事が終了した段階で創意工夫においてどのような対応をしたのか、打ち合わせの際に提出いただいたものを担当課長まで決裁をとり加点の対象とするかどうかを判断しています。(福井農林総合事務所林業部も同じ)

初めての場合はもちろんのこと、皆さんがやり始めても当該工事における品質、施工方法、安全管理等の向上に寄与するものであれば、当然創意工夫の評価対象になると考えます。

なお、広く一般化された場合は対象外となります。

施工プロセスチェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員が確認するものであり、施工中の適切な時期に評価を行い、工事成績評定(施工体制)の基礎資料、工事管理指導の参考とするものです。

施工プロセスチェックリストチェック項目の内容は、県ホームページをご覧ください。

県ホームページ(会計局工事検査課)／工事検査関係規定集／工事成績採点基準／別表7「施工プロセス」のチェックリスト

	<p>施工プロセスチェックリストをチェックする者は、1次評定者と同じです。2次評定者と施工プロセスとは直接関連がないが、3次評定者とは特に施工体制の項で6割程関連する項目があるため、基礎資料として確認をし、いくつか質問をして評価をしています。</p>
<p>2. 実地検査について</p> <p>①実測検査が多く時間がかかるので、事前に担当職員と協議して頂き、前もって実測するなどの方法はできないか。(時間短縮・サポート要員の確保の為)</p> <p>(検査日の前日あるいは早朝に雪が降り、現場が雪で埋まった場合には、書類検査のみで、現場での実測はしないで合格とする方法はとっているのですか。)</p>	<p>工事の種類・規模等が多種多様なため、検査職員は発注機関において工事内容を把握したうえで、実測箇所を『出来形寸法検査基準』の頻度により抽出しているため、工事検査課の実地検査では事前での実測は困難ですが、検査内容の時間配分、順序等による改善の工夫をしています。</p> <p>また、サポート要員の確保については、1週間前には監督職員と検査日程を調整することになりますので、その段階で検査体制を整える一環として対応してください。</p> <p>(書類検査が長引くと予想される場合は、検査の途中でも現場での測定箇所を指示するような対応も行っている)</p> <p>写真で完成状況、計測寸法等が確認できれば合格としています。完成検査日に積雪で隠れることが想定される場合は、普段より多めに写真を撮って頂く配慮をお願いします。</p>

3. その他

①工事検査評価点数の内容を詳しく説明して頂きたい。

(個々の採点者の評価点数、何が良く何が足らなかったのか)

(1次評価がA～Eのどれであるかをお聞きできると今後の工事の点数アップにつながると思う)

②設計図書と現場のくい違いについて、起工測量等設計図書の照査を行い、違っていれば施工承認を得て、実施することになる。これは施工に遅れが生じ、業者負担になります。

コンサルに対しても、当局からご指導願いたい。

③工期の平準化についても考慮してほしい。

(3月31日の縛りは厳しいものがあります)

④「④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。」とあるが、出来形管理項目を設定していない工事とは例えばどのようなものを指すのか。

⑤上記④の場合、受注した工事の種類によって点数を取りにくくなることになり、その後の総合評価方式(直近の工事成績の平均点数)で不利になる恐れがあるので、そのような工事は総合評価の際には対象外にして頂きたい。

(該当する工事がないという事で省略します)

工事成績評定点については、「工事成績評定通知書」および「項目別内訳表」を受注者へ通知するとともに、「総評定点」を公表していますが、その根拠となる工事成績採点表、考査項目別運用表等(1次～3次評定者の評定点、工種毎の評定内容を含む)については非公開としています。

(工事成績評定表は全ての都道府県において非公開です)

評定内容等に疑義があれば発注機関の検査担当者若しくは工事検査課へ申し出てくだされば、説明をします。
(1. ⑩と同回答)

設計段階および発注時の受・発注者双方の照査を徹底するよう指導します。施工段階での照査についても引続きご協力をお願いします。

工事の分離分割、早期発注に努め、年度末に工事が集中することのないよう、指導していきます。

側溝清掃、路面清掃、草刈り、街路樹剪定などの(数量として表しにくい)工事が想定されます。

総合評価では、該当業種区分(土木一式工事等)で工事成績評定された工事は全て平均点算出の対象となります。特定の工事を対象外とすることはできません。

⑥地域に対する活動は、単発的なものでは評価されにくいと聞いたことがあるが、工期の短い工事ではなかなか継続的な地域貢献活動が困難な場合がある。このことは、どのように考えればよいのか。(特に機械設備工事など)
(工期の短いものは点数が取りにくいということになるのか)

Q1 土工歩掛の件で、小型機械で積算している現場で、大型機械での施工を考えたら設計通りの機械使用と言われた。

Q2 工事成績評定の内訳を教えてください。

Q3 配置技術者の評価点について教えてください。

単発的な活動であっても、地域への関わり方、住民に対する配慮等に貢献しているものであれば、評価の対象となります。

草刈、側溝清掃、公園掃除、地元ショッピングセンター等での環境啓発活動等、工夫により様々な地域貢献が想定されますので、工期の長短での差異はないと考えています。なお、清掃活動等の単純労務作業は複数回必要と考えています。

事前に監督職員との協議を経てから実施してください。

A1 大型機械が現場に入れるのであれば、企業努力という事で良いと思いますが、発注者に理由（設定条件等）をよく聞いてください。

A2 工事成績評定の内訳については、まず事務所に聞いて頂きたい。

A3 土木施工管理技士の1級と2級で評定に差をつけることはありません。ただし、7千万以上は1級が必要。配置技術者についてHPで公表しているのを参考にしてください。

検査時は原則として現場代理人または主任技術者が説明して下さい。

工事全般を下請け業者が行った場合でも、元請け業者の責任において現場の把握に努め、工事に主体的に関わる必要があります。注意して下さい。